

滋賀県立

聴覚障害者センター

だより



-69号-

発行日／平成24年4月10日

発行所／草津市大路2丁目11-33

TEL 077-561-6111
077-561-6133

HP <http://www.shigajou.or.jp>
Blog <http://shigajou.blog.eonet.jp>

害等のある人とのコミュニケーションボードなどを使用することによる意思の伝達などもあるため、概念的に幅広く解釈できるようにされています。

(2) 意思疎通支援者の養成では、市町が手話奉仕員、県は手話通訳者や盲ろう通訳・介助員を養成

意思疎通支援を行う者の養成は、市町・

県とともに必須事業となりました。その中で市町は手話奉仕員（手話で会話ができる人）を養成し、県は、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の養成を行います。

(3) 意思疎通支援者の派遣では、県は盲ろう者向け通訳・介助員や広域派遣などを担当

この法律の目的は、障害福祉サービ

スによる支援に限らず、地域生活

支援事業その他の必要な支援を総合的に行うことであり、新たに基本理

念が創設され、障害者基本法に盛り込まれた地域社会における共生や社

会的障壁の除去などといった重要な考え方を理念としても規定されています。

(1) 名称の変更

この法律の目的は、障害福祉サービ

スによる支援に限らず、地域生活

支援事業その他の必要な支援を総合的に行うことであり、新たに基本理

念が創設され、障害者基本法に盛り

込まれた地域社会における共生や社

会的障壁の除去などといった重要な

修等や専門性の高い分野などを担います。また、市町域を越える派遣依頼の連絡調整についても県が担うことになります。

当センターにおいてもこの改正を受け、県や市町と協議を行い、聴覚障害者の社会参加が推進されるよう取り組んでまいります。

地域生活支援事業の意思疎通支援の内容

※地域生活支援事業の必須事業として実施するものを整理している。

	手話通訳	要約筆記	触手話及び指点字
養成	市町村 【意思疎通支援を行う者の養成】	手話奉仕員の養成	—
	都道府県 【特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成】	手話通訳者の養成	盲ろう者向け※1 通訳・介助員の養成
設置	市町村 【意思疎通支援を行う者の設置】	手話通訳者の設置 (手話通訳士を含む)	※2
	都道府県	—	—
派遣	市町村 【意思疎通支援を行う者の派遣】	手話通訳者の派遣 (手話通訳士を含む)	要約筆記者の派遣
	都道府県 【特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣】	・複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演、講義等 ・市町村が派遣できない場合などへの派遣を想定。	盲ろう者向け 通訳・介助員の派遣
連絡調整	都道府県 【派遣に係る市町村相互間の連絡調整】	A市在住の者が同都道府県B市(又は他都道府県C市)に出向く場合などにおいて、都道府県が両市間の派遣調整を行うことなどを想定。	—

(※1)盲ろう者向け通訳・介助員の養成については、現在、盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラムを検討中であり、年度末までにお示しすることとしている。

(※2)意思疎通支援を行う者の設置については、手話通訳者の設置が望ましいが、要約筆記、触手話及び指点字等を行う支援者等の設置についても必要に応じて設置すれば、必須事業を実施したものとして取り扱われる。

(※3)障害者総合支援法の意思疎通支援事業については、手話通訳者や要約筆記者の派遣等だけでなく、代筆、代読等の意思疎通支援を行う事業を実施することができる。

手話通訳者全国統一試験の合格者は3人

—合格に至らなかつた受験者への支援の検討を—

県立聴覚障害者センターでは、手話通訳の資格を認定するため試験を実施しています。去る3月21日には、昨年12月に実施した「手話通訳全国統一試験」(筆記試験と実技試験)の合格者を対象に「面接試験」を行い、3名が合格となりました。昨年12月の手話通訳者統一試験には手話通訳者養成講座の修了生など27人の受験がありましたので、合格率は11.11%と、とても厳しい結果となりました。(全国的には16.45%)

合格率は、年度によって様々で(下記参照)、その要因は一概には言えませんが、実技試験の結果如何が合格を左右していることは間違ひありません。また、1回目に合格できない場合でも、二回目以降に再挑戦され、合格される方も少なくありません。そのため、受験の結果、合格に至らなかつた受験者への支援、また資格取得に向けた気概を持続させるための働きかけなどがとても重要な課題となっています。

過去5年間の合格率は下記の通りです。

滋賀県の受験生と合格者の推移(過去5年間)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	5年間の平均
受験者数	31人	20人	22人	29人	27人	26人
合格者数	15人	0人	9人	13人	3人	8人
合格率	48.4%	0%	40.9%	44.8%	11.1%	30.8%

手話通訳者養成講座(基本課程)が3月で終了！！

—引き続き18名が応用課程に学ぶ—

手話通訳者養成講座では昼と夜の2コースを開講しています。この度、最初の課程(基本課程／全24講座)が3月で終了し、昼コース11名、夜コース7名に修了証を授与されました。4月からは次の課程(応用課程／全24講)に進みます。

基本課程の講座では、手話通訳技術を習得するため、「話の内容をつかむ」、「通訳演習」などの単元があり、受講生たちは戸惑いながらも、仲間と助け合いながら学習をすすめきました。

講師養成の現状と課題

平成10年には厚生労働省から出されたカリキュラムに伴う「手話奉仕員」・「手話通訳者」養成の講師は聴覚障害者・健聴者関係なく講師講習会を修了した者が指導にあたるように一新した指導方法が明示されました。しかし、県や市町が実施する手話奉仕員養成・手話通訳者養成の講師不足が深刻になっている現状があります。

全国手話研修センターが主催する手話奉仕員・手話通訳者養成担当講師連続講座が実施されています。しかし、実施箇所・養成人員数が限られており、十分な指導者養成が行われているとは言えません。手話奉仕員養成や手話通訳者養成に対応できる講師養成の改善・整備・拡充が必要なことから、当センターの手話講習事業の予算が限られている中、手話指導者養成講座を実施しています。全講座出席の修了者には、本人の了承を得て社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会に登録することになっていますが、講師の事情や、年齢構成も上昇しており、年々、講師の確保が困難になってきています。手話指導者(講師)養成講座のカリキュラムや講師の養成が不十分であり、制度化されていない現状があります。また講師の研修保障も不十分なままに至っています。4つの課題があることが明らかになっています。

- ① 講師養成の予算の確保
- ② 講師養成カリキュラムの整備
- ③ 人材の確保
- ④ 講師の資質の向上のための講師研修の充実

講師養成に求められているのは、手話や教授法等に関する専門的知識だけでなく、実践的な指導力が重要であることと、手話学習者とのコミュニケーション能力と、臨機応変な対応力を備えなければなりません。24年度の手話指導者養成講座は、12回×2時間、24時間で、手話講師としての基本的な知識、指導のポイントや、レベルアップした手話文法や表現を学び、指導力を高めるためには、テキストの例文や日常的会話から例文の使い方を学んだうえで、実際に模擬授業をやってみて、気を付けるポイントや授業の組み立てがわかるようになり、大変収穫になったことに、さらにこの学習をもっと続けたい」との多数の声があり、短時間で十分とは言えません。当センターでは、手話指導者養成講座を開講し、修了した者には「法人登録講師」に登録し、集団の中で研鑽しながら講師の資質の向上を目指してきた。しかし、講師現任研修や講師会議が定期的に実施されていないことから、講師の指導力向上につながりにくい実情もあります。また、手話奉仕員養成や手話通訳者養成を担当する講師の選定方法と基準が曖昧になっており、講師活動への意欲の低下につながっていることを真摯に受け止めて研修保障を充実させていく必要があります。

✿平成25年度滋賀県立聴覚障害者センター事業の案内✿

内 容	会 場	日 程
生活相談	滋賀県立聴覚障害者センター	随時受付
いきいき教室	米原げんきステーション 他 【年に2回湖西地域で開催】	原則第3木曜日 【湖北では7月と10月に開催】
いきいきサロン	滋賀県立聴覚障害者センター	原則第1月曜日
きこえの福祉講座	東近江市地域 大津市地域	東近江市→6/15(予定) 大津市→12/7(予定)
聴覚障害者のための手話学習会	近江八幡市地域(予定) 滋賀県立聴覚障害者センター	9/21 1/18
労働学習会＆労働サロン	未定	未定
聴力相談	滋賀県立聴覚障害者センター	原則第三土曜日
聞こえのサロン	滋賀県立聴覚障害者センター 東近江市地域 大津市地域	9/21(土) 3/16(土) 6/15(土)(予定) 12/7(土)(予定)
ITサロン湖北	米原げんきステーション(予定) 長浜保健所	原則第1木曜日
ITサロン湖南	滋賀県立聴覚障害者センター	原則第3水曜日
IT相談	滋賀県立聴覚障害者センター	随時受付

✿平成25年度養成講座の案内✿

内 容	会 場	日 程
手話ボランティア養成講座【基礎課程】	滋賀県立聴覚障害者センター	6/7~9/27 毎週金曜日
手話通訳者養成講座【基本課程】	滋賀県立聴覚障害者センター	(昼コース)10/10~3/13 毎週木曜日 (夜コース)10/9~3/12 毎週水曜日
手話通訳士養成講座	滋賀県立聴覚障害者センター	6/10~9/30 隔週月曜日(全8回)
啓発講座のための手話講習会	草津市立障害者福祉センター	6/26・7/10・7/24・8/7・8/21 【全5回水曜日】
手話奉仕員養成講座のための手話講習会	近江八幡市地域(予定)	10/9~2/19の第二、第四水曜日 【全10回】(予定)
講師現任研修	滋賀県立聴覚障害者センター	5/18・11/30・2/26
要約筆記者養成講座	滋賀県立聴覚障害者センター	【後期】4/16~8/27 毎週火曜日 【前期】9/10~1/28 毎週火曜日
要約筆記者養成指導マネジメント講座	滋賀県立聴覚障害者センター	4月~8月(全4回)
盲ろう者通訳・介助者養成講座	滋賀県立聴覚障害者センター 盲ろう者友の会 びわこみみの里	9/27~2/14 毎週金曜日と 11/19(水) 但し12月・1月は現地実習のため未定

詳細は滋賀県立聴覚障害者センターホームページ【<http://www.shigajou.or.jp/>】
もしくはブログ【<http://shigajou.blog.eonet.jp/>】にて掲載しております。



ITサロン～ネットが身近になりました～

平成24年度は毎月第一木曜日に湖北地域で、毎月第一水曜日に湖南地域でITサロンを開催しました。湖北地域では毎回6名ほど参加し、ITサロンでモバイルWi-Fiルーターを利用し、ネットワークが身近になりました。そこでスマートフォンでのWi-Fiの使い方やインターネットについて情報交換をし、家でインターネットできるようにネット回線を繋げた方もいらっしゃいました。

湖南地域では、後半になって難聴の方がパソコンを購入されたとのことで、葉書作成ソフトでの住所管理やエクセルでの会計報告を作成するなど、パソコンでできることの情報交換もされました。今後もみんなが集い、情報交換できる場を作りたいと思っております。

いきいきサロン 笑顔で開催しました

県内の聴覚障害者のみなさんに当センターに集まっていたので、お茶を飲みながら自由におしゃべりや体操をする交流の場“いきいきサロン”を毎月1回開催しました。参加者はのべ116名、1回あたり11名でした。毎回、当センターの職員などが話題提供をし、冠婚葬祭のマナーや昔懐かしい話、スマートフォンの使い方などについておしゃべりをしました。聴覚障害者はまわりの方とコミュニケーションができないことから社会から孤立しがちになってしまいます。このサロンをとおして、みんなが笑顔で元気な毎日を過ごせるお手伝いをしていきたいと思います。

聴力相談事業「きこえの相談」では

毎月第3土曜日に聴力相談事業「きこえの相談」を実施しています。人が話しているのはわかるが、一音ずつが明瞭に聞きとれず、ことばとして認識できないため話の意味がわからないという不安を感じている方、補聴器の装用を考えたいが、購入方法、補聴器を使っていても聞きとれないという方々に聴力検査（語音明瞭度検査も含む）を実施し、個人ごとに異なるきこえの特徴を説明しています。そのうえで必要な対応方法について助言をおこないます。また、必要に応じ、難聴という同じ不自由を経験しているアドバイザーからの助言を受ける「聞こえのサロン」につなぐこともあります。この相談では聞こえの不自由を自覚しても、周囲からの難聴への正しい理解がえられないことや仕事上の支障をうつたえるものが多く、ピアによるサポートの重要性を感じます。

最近多いと感じられるのは片耳が重度の難聴であって、もう片耳を頼りに過ごしてきたところ頼りにしていた側の耳も難聴の傾向が出始めているという相談です。聴覚障害者の認定には該当しないが、困っているという相談が多くなっています。

タツノオトシゴ

年齢を重ねるほど、1年が過ぎるのが速くなっているなど感じたことがある人は少なくないと思います。どうしてか、大人になると、「経験」によって処理できることが多くなり、その分、新鮮さや強い印象が薄くなる。だから出来事の数が少ないと感じるようです。「新鮮な経験」が多いほど、時間の経過は長く感じる、そういう説明を聞いたことがあります。「新鮮な経験とは何だろうか」と改めて考え直していくたいと思います。そして、私は青年部活動に学んだことを活かしているかといつも自問しています。ここは、青年部の3本柱をお借りして「仲間づくり」・「学習づくり」・「要求づくり」を着実に、かつ迅速にやらなければいけないと初心に戻って、気持ちを引き締めて明日に臨みたいと思います。 (K・N)